

藤沢市江の島サムエル・コッキング苑条例の一部改正について
藤沢市江の島サムエル・コッキング苑条例の一部を次のように改正する。

2022年（令和4年）2月15日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市江の島サムエル・コッキング苑条例の一部を改正する条例

藤沢市江の島サムエル・コッキング苑条例（平成15年藤沢市条例第36号）
の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「，写真又は映画を」を「写真を」に改め，同項第3号
中「前2号」を「前各号」に改め，同号を同項第5号とし，同項中第2号を第4
号とし，第1号の次に次の2号を加える。

(2) 営業を目的として写真撮影会を催すこと。

(3) 営業を目的として中継放映，録画撮影等を行うこと。

第9条の見出しを「（施設利用料）」に改め，同条第1項中「コッキング苑に」
の次に「午後5時前に入場した者のうち午後5時以降に退場しようとする者又は
午後5時以降に」を加え，「入場料」を「施設利用料」に改め，同条第2項及び
第3項中「入場料」を「施設利用料」に改める。

第11条（見出しを含む。）中「入場料」を「施設利用料」に改める。

第19条第2項中「入場料」を「施設利用料」に改める。

別表第1中 「

入場者の区分

」を「

施設利用者の区分

」に，

「

入場料

」を「

施設利用料

」に，

「

140円	70円
126円	63円

」を「

350円	175円
315円	157円

」に改める。

別表第2中	営業を目的とした写真撮影	1日	5,000円	を
	営業を目的とした写真撮影会	1日	6,000円	
	営業を目的とした中継放送、映画撮影その他これらに類する行為	1日	10,000円	

営業目的で写真を撮影すること。	写真機1台1日	500円	に
営業目的で写真撮影会を催すこと。	1日	10,000円	
営業目的で中継放映、録画撮影等（この市の地域振興又は観光振興に寄与すると認められるものに限る。）をすること。		20,000円	
営業目的で中継放映、録画撮影等（この市の地域振興又は観光振興に寄与すると認められるものを除く。）をすること。		4時間まで20,000円。以後1時間までごとに5,000円を加算した額	
物品の販売その他の営業行為又は物品の頒布	1平方メートルにつき1日	200円	

改める。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、藤沢市江の島サムエル・コッキング苑の入場料について、リニューアル整備の機会をとらえて見直した結果、午後5時までの利用の無料化により日中の利用者及び周辺地域への経済効果の拡大を図るとともに、午後5時以降の利用料を算定しなおし、及び同苑における営業目的の使用料について、価格を適正化するため、所要の改正をする必要による。